

平成30年分の源泉徴収票を送付しました

課税対象の
退職・老齢年金を
受給されている
皆さまへ

当共済組合から老齢厚生年金、退職共済年金、退職年金（減額退職年金・通算退職年金）、船員老齢年金（船員通算老齢年金）を受給されている方には、「雑所得」として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）をお送りしています。

「源泉徴収票」の見方 **確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。**

支払者		住所又は居所		基礎年金番号		種別・年金証書番号	
コウリツ タロウ 公立 太郎		東京都 千代田区 神田駿河台 2-9-5		9450 - 123456		21 - 12345678	
氏名		生年月日		昭和		22年11月8日	
区 分				支払金額		源泉徴収税額	
法第203条の3第1号適用分				円		円	
法第203条の3第2号適用分				2,280,317		22,984	
法第203条の3第3号適用分				円		円	
法第203条の3第4号適用分				円		円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数	
特別の遺言者・障害者		一般 老人		特定 老人		その他	
* 1		人		人		人	
障害者の数		特別		その他		社会保険料の額	
1		人		人		円	
給付開始・終了		開始		終了		年月日	
氏名		氏名(フリガナ)		区分			
源泉控除対象配偶者		公立 花子		コウリツ ハナコ			
控除対象扶養親族		1 公立 健次郎		コウリツ ケンジロウ			
		2					
16歳未満の扶養親族		1					
		2					
(摘要)							
見本							
支払者		所在地		法人番号		8700150003179	
名称		東京都千代田区神田駿河台2-9-5		電話番号		03-5259-1122	

① 区分

法第203条の3第1号適用分		下記の法第203条の3第2号適用分または第3号適用分に記載されている方以外の方
法第203条の3第2号適用分	「扶養親族等申告書」を提出された方	65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方
法第203条の3第3号適用分		当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付)
法第203条の3第4号適用分	「扶養親族等申告書」を提出されなかった方 (年間の支給額が課税対象額以下で、提出を要しない方を含みます。)	

※「扶養親族等申告書」とは、平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を指します。
「法」とは、所得税法を指します。

② 支払金額

平成30年2月定期支給から12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。

源泉徴収税額および社会保険料の額も含まれるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

③ 源泉徴収税額

平成30年2月定期支給から12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。

「扶養親族等申告書」を提出された方については、申告内容に基づいた税額計算を行い、徴収しています。

4 所得控除の内容

「扶養親族等申告書」で申告いただいた所得控除の内容または人数を表示しています。
申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

5 社会保険料の額

市(区)町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「(摘要)」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。



「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

☑️「トップページ」→「年金受給者(待機者)向け手続き」
→「年金Q&A」→「源泉徴収票について」 をクリック



確定申告のご案内

年金では年末調整ができません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

ただし、平成30年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

- 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある
- 例
 - ・ 生計を同一にしている親族の社会保険料(介護保険料、国民健康保険料など)、生命保険料、地震保険料を支払った
 - ・ 10万円を超える医療費を支払った
 - ・ 扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがある など
- 扶養親族等申告書を提出しなかった
- 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、障害基礎年金を併せて受給している
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない
- 老齢厚生年金の繰下げを希望し、年の途中で老齢厚生年金または退職共済年金の受給権が消滅した

左の表に該当する方は、源泉徴収税額がある場合、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。



確定申告情報

時期 平成31年2月16日(土)から平成31年3月15日(金)まで

提出先 確定申告をする時点での住所地を管轄する税務署

- ・ 還付申告をされる方は、平成31年1月1日から相談や申告書の提出が可能です。
- ・ 税務署の窓口の開庁日時や申告手続きの詳細については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。



住民税申告が必要な場合があります

確定申告の必要がない方でも、住民税の計算をするために市(区)町村へ所得等の申告が必要な場合があります。詳細は、平成31年1月1日時点でお住まいの市(区)町村にお問い合わせください。